平成２４年（フ）第１１８９５号
東京都江戸川区小松川１丁目２－４－209
破産者　横野　隆弘
1　決定年月日　平成25年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１９３４号
東京都東大和市湖畔１丁目911―15―102
破産者　三浦　祐行
1　決定年月日　平成25年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２０５７号
東京都杉並区梅里１丁目21番11号　グランド・メゾン・新高円寺602
破産者　はなみどりホールディングス株式会社
1　決定年月日　平成25年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２０５８号
岐阜県中津川市千旦林1425
破産者　宮本　　武
1　決定年月日　平成25年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２０８１号
神奈川県川崎市川崎区観音２丁目10―５―201
破産者　五閑　大助
1　決定年月日　平成25年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２０９５号
東京都府中市武蔵台１丁目35―21
破産者　乾　　義忠
1　決定年月日　平成25年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２０９６号
東京都府中市武蔵台１丁目35―21
破産者　乾　　洋子
1　決定年月日　平成25年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２１１５号
東京都渋谷区恵比寿西１丁目３番９号
破産者　株式会社野口堂
1　決定年月日　平成25年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２１１６号
埼玉県さいたま市南区白幡５丁目６―30―107、開始決定時の住所東京都江東区東陽５丁目12―10―401
破産者　野口　朋広
1　決定年月日　平成25年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２１７７号
神奈川県川崎市高津区下作延２丁目29―８―504
破産者　後藤　政弘
1　決定年月日　平成25年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２１８６号
東京都杉並区宮前４丁目31番13号
破産者　株式会社豊栄商会
1　決定年月日　平成25年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２２０５号
東京都国分寺市東恋ヶ窪４丁目21―16―204
破産者　岡田　智史
1　決定年月日　平成25年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２２７２号
東京都小金井市東町１丁目44―26　武蔵野中央病院
破産者　吉村　康利
1　決定年月日　平成25年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２４００号
東京都新宿区早稲田鶴巻町301―202
破産者　末崎　智子
1　決定年月日　平成25年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２５０８号
東京都台東区台東４丁目29番15号
破産者　株式会社ユーティーコーポレーション
1　決定年月日　平成25年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２５０９号
千葉県千葉市美浜区高洲１丁目６－９
破産者　小林　一彦
1　決定年月日　平成25年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３１０３号
埼玉県北本市東間１丁目50
破産者　小島　茂雄
1　決定年月日　平成25年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３２１１号
東京都大田区東雪谷３丁目14番25号
破産者　株式会社ファミリーホーム・サン
1　決定年月日　平成25年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３２１２号
東京都大田区東雪谷３丁目４番15号
破産者　有限会社ファミリーホーム・サン
1　決定年月日　平成25年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３２１４号
東京都世田谷区等々力２丁目23番10号　第１明野荘101
破産者　金子　之則（旧姓佐藤）
1　決定年月日　平成25年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３２１８号
東京都府中市日新町２丁目７番地の３　メゾン日新３Ｆ
破産者　株式会社クニヒロ
1　決定年月日　平成25年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３２１９号
東京都府中市若松町１丁目16―３―103
破産者　奥野　　純
1　決定年月日　平成25年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部